

泉佐野市告示第 200 号

振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 27 年 6 月 3 日

泉佐野市長 千代松 大耕

振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準の一部を改正する告示

振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準（平成 24 年泉佐野市告示第 87 号）の一部を次のように改正する。

備考第 3 項中「第 7 条第 1 項に規定する保育所」の次に「（以下「保育所」という。）」を加え、「及び同条第 2 項」を「、同条第 2 項」に、「並びに老人福祉法」を「及び老人福祉法」に改め、「（同日において既に着工されているものを含む。）」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第 1 条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）」を加える。

附 則

この告示は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。